

試験における注意事項

受験心得について

1. 履修登録をしていない科目は受験できない。
2. 試験室においては静粛にし、監督者の指示に従うこと。
3. 特に指定された場合を除き、3人用机には両端に、2人用机には1人着席のこと。4人用以上の机には1人分の間を置くこと。
4. 受験時には学生証を持参し、必ず机に置くこと。
学生証を紛失した場合あるいは忘れた場合は、工学部教務係に申し出て、仮身分証明書の交付を受け、必ず机の上に置くこと又は監督者に申し出て指示を受けること。
5. 机の上には、筆記用具、消しゴム、時計(時計機能だけのものに限る)以外の携行品を置いてはいけない。その他のものは、かばん等に入れて足下に置くこと。
ただし、持ち込みが許可されているものについては、この限りではない。
6. 事前に許可されていない携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切り、かばん等に入れて足下に置くこと。試験時間中、事前に許可されていない資料等および電子機器類等は使用だけでなく、見るだけでも不正行為となる。
7. 試験時間中の物品の貸借は認めない。
8. 試験開始時刻に遅れたものは、監督者に申し出て指示を受けること。
9. 監督者から指示がある場合を除き、試験中の退室はできない。
10. 質問がある場合及び発病等やむを得ない場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

答案記入上の注意事項について

1. 答案は、万年筆、ボールペン、鉛筆又はシャープペンシルで記入すること。
2. 学生番号、氏名等の必要事項は必ず記入すること。
3. 配布された答案用紙に解答を書ききれない場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

不正行為について

1. 不正行為があると認められたものに対しては、当該期のすべての単位は認められない。
また、履修登録したものであるので、GPA 算出の履修登録単位数に算入する。

2. 「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 筆記試験

- ①受験者本人に代わって他人に試験を受験させる行為、及び受験者本人に代わって受験する行為
- ②事前に許可されていない資料等および電子機器類等を見る行為
- ③他の学生の答案を盗み見る行為
- ④故意に他の学生に自己の答案を見せる行為及び何らかの方法で解答を教示する行為
- ⑤試験監督者の指示に従わない行為

(2) 論文・レポート試験

- ①他人に代筆させた論文・レポートを提出する行為
- ②他人のレポートを代筆する行為
- ③実験や調査結果のデータを捏造又は改ざんする行為
- ④他人の論文・レポートを盗用する行為

- (3) 上記のほか、全学共通科目及び一般教養科目においては教養教育センター長(米子地区においては医学部教務担当副学部長)、専門科目においては当該学部の教務担当副学部長が不正行為として認めた行為